

「東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画」 変更の概要

変更の必要性等

主な変更内容

赤字：今回追加箇所

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」において、都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を策定するよう努めることを規定（都は令和2年3月に策定）
- 計画策定後の状況変化や、令和5年6月の国の基本計画変更等を踏まえ、変更を実施

- 死亡者数・死傷者数の数値目標を設定
- 働き方改革の推進に向け、民間発注工事に関する取組を強化
- 気候変動の影響や人材の多様化など、計画策定以降の状況変化に対応

目的・目標

【目的】 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な基本的な方針や施策を定めるとともに、建設業に関わる全ての者が具体的な取組を総合的かつ計画的に推進すること

【目標】（新規） 建設業における労働災害の撲滅に向け建設工事従事者の安全及び健康の確保のための取組を推進した結果として、以下の目標の達成を目指す

建設業における労働災害による死亡者数（都内）平成30年から令和4年までの平均死亡者数（18.8人） → 令和5年から令和9年までの平均死亡者数 **15%以上減少**

建設業における労働災害による死傷者数（都内）平成30年から令和4年までの平均死傷者数（1,084人） → 令和5年から令和9年までの平均死傷者数 **5%以上減少**

※ 「第14次労働災害防止計画」（厚労省）、「第9次建設業労働災害防止計画」（建設業労働災害防止協会）における目標を参考に設定（ともに、計画対象期間は令和5年度～9年度）

第1 建設業における労働災害等の現状と課題

1 建設業における重大な労働災害の状況（都内）

- 死亡者数及び死傷者数ともに、長期的に減少傾向
死亡者 昭和39年は 303人 → 令和5年は 17人
死傷者 昭和38年は14,208人 → 令和5年は1,099人
- 死亡者数は、全産業の4割が建設業
死傷者数は、全産業の1割が建設業

2 一人親方等への対応の必要性

- 一人親方等は、建設現場では、他の労働者と同じような作業に従事
- 令和5年には全国で80人の一人親方等が死亡

3 労働災害防止の前提として必要な環境整備

- 働き方改革の推進、賃金水準などの処遇の改善、地位の向上により、担い手確保を進めることが急務
- 気候変動の影響、石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症への対応
- 女性、外国人労働者、高齢労働者等の人材の多様化を踏まえた取組
- インフラ分野のDXの推進

第2 施策の基本的な方針

請負契約における責任体制の明確化、
適正な請負代金や工期等の設定

安全及び健康が確保された
施工計画等

建設工事従事者及び建設業者等の
安全及び健康に関する意識の向上

建設業の魅力の向上に向けた建設工
事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第3 東京都が総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組

- 1 請負契約における責任体制の明確化
- 2 請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定
- 3 建設現場の安全性の向上等
- 4 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
- 5 一人親方等への対応
- 6 健康確保対策の強化
- 7 安全及び健康に関する意識の啓発
- 8 人材の多様化に対応した安全及び健康の確保並びに職場環境の改善
- 9 建設業の魅力の向上に向けた処遇の改善や地位の向上
- 10 施策等の推進状況の点検と計画の見直し
- 11 計画の推進体制